

西予市農業経営基盤強化資金利子補給金交付規程

平成16年4月1日

告示第11号

(趣旨)

**第1条** 市は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、足腰の強い農業構造を確立するため、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第5第1号の1に規定する資金を借り受けた農業者(以下「農業者」という。)の金利負担を軽減するため、この告示に定めるところにより、利子補給金を交付するものとする。

(貸付利率及び利子補給額並びに利子補給対象期間)

**第2条** 貸付利率及び利子補給額は、別表のとおりとする。

2 利子補給の対象とする期間は、毎年1月1日から12月31日までの利息支払に係る期間とする。

(承認の申請)

**第3条** 利子補給の承認を受けようとする農業者(以下「申請者」という。)は、農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、株式会社日本政策金融公庫松山支店又はその受託金融機関(以下「融資機関」という。)が定める期限までに融資機関に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の写し
- (2) 委任状(様式第2号又は様式第3号)の写し
- (3) 償還年次表又は借用証書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 融資機関は、申請者からの申請書を取りまとめの上、農業経営基盤強化資金利子補給総括承認申請書(様式第4号)を作成し、前項に定める書類を添えて、毎月5日までに市長に申請しなければならない。

(利子補給の承認)

**第4条** 市長は、前条第2項の規定により利子補給の承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、毎月10日を承認日とし、農業経営基盤強化資金利子補給承認書(様式第5号)及び農業経営基盤強化資金利子補給総括承認書(様式第6号)を毎月15日までに融資機関の長に交付するものとする。

2 前項の承認書を受理した融資機関の長は、当刻承認書を速やかに申請

者に送付しなければならない。

(交付の申請)

**第5条** 融資機関の長は、利子補給金の交付を受けようとするときは、農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書(様式第7号)に、利子補給明細書(様式第8号)【愛媛県農業経営基盤強化資金利子補給費補助金交付要綱(平成6年11月7日愛媛県農林水産部長通達総農第731号)に定める利子補給明細書(様式第2号)と同一様式】を添えて、第2条第2項の利子補給対象期間終了後1箇月以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

**第6条** 市長は、前条の規定により利子補給金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給金を交付することを決定し、農業経営基盤強化資金利子補給金交付決定通知書(様式第9号)により、融資機関の長に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

**第7条** 融資機関の長は、前条の交付決定通知書を受理したときは、速やかに、農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

**第8条** 市長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、毎年3月末日までに利子補給金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第9条** 市長は、利子補給金の交付の決定又は交付を受けた農業者及び融資機関が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に利子補給金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この訓令に違反したとき。
- (2) この訓令に基づき提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 利子補給に係る資金を融資目的以外に使用したとき。
- (4) 利子補給金の交付の決定の内容又はこれらに付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、不正な行為があると認められたとき。

(報告の徴収等)

**第10条** 融資機関は、市長が当該融資機関の行った利子補給金交付の対象となった事業に関し報告を求めた場合若しくは指示を行った場合又はその職員をして当該事業に関する帳簿、書類その他必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(帳票類の整理保管)

**第11条** 融資機関は、資金の貸付け及び利子補給に係る帳票類をその他の書類と区分して、利子補給金交付の対象となった事業終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の明浜町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱(平成7年4月1日明浜町要綱)又は野村町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱(平成7年3月23日野村町要綱)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 ([平成21年告示第47号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成23年西予市告示第4号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

財投金利	貸付利率	利子補給額
5.0%未満	2.0%	当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.5%の割合で計算した額
5.0%以上 6.5%未満	2.5%	当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.33%の割合で計算した額
6.5%以上	3.0%	当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.17%の割合で計算した額

(注) 当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高は、計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た融資平均残高とする。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

西予市長 様

申請者住所 愛媛県西予市  
申請者氏名

農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書

下記の農業経営基盤強化資金の借入について利子補給を受けたいので、西予市農業経営基盤強化資金利子補給金交付規程第3条に基づき申請します。

農業経営基盤強化資金		借入額	貸付実行日	貸付利率	利子補給率	償還期限	据置期限	償還方法	償還金額	利子補給期間	備考
貸付決定日	貸付決定番号										

- (注) 1 利子補給率欄には、交付規程第2条の利子補給額の算定の基礎となる率を記入する。  
2 備考欄には、希望する利子補給金の入金口座を記入する。

様式第2号（第3条関係）

利 子 補 給 明 細 書

融資機関名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

(市町村名：西予市) No. 1

(単位：円、%)

貸付年度	貸付決定番号	借入者名	借入金額	償 還 内 容			積 数 (C) (A) × (B)	融資平均残高 (D) (C) / 365	(E) (D) × a	市町村利子 補 給 率 b	市町村利子補給額 (F) (D) × b	(G) (F) × 1 / 2	県補助額 (E)又は(G)のい ずれか低い額	備 考
				融資残高(A)	貸付利率	利息計算期間(B)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
						( 日間)								
小 計														

- (注) 1 繰上償還及び延滞があった場合には、備考欄にその償還及び延滞発生年月日及び金額を記入する。  
 2 (E)欄のaは、次の数値を用いること。

農業者への貸付利率	aの値
2.0%以内	0.25%
2.5%以内	0.165%
3.0%以内	0.086%

- 3 市町村利子補給率欄のbは、実際に行った利子補給率を記入すること。

様式第3号（第3条関係）

委 任 状

年 月 日

融資機関代表者 様

委任者住所

委任者氏名

印○

私は、農業経営基盤強化資金の借入に係る利子補給についての利子補給承認申請、利子補給交付申請及び受領に関する権限を貴殿に委任いたします。

様式第4号（第3条関係）

年度農業経営基盤強化資金利子補給総括承認申請書

第 号

年 月 日

西予市長 様

金融機関代表者職氏名

農業経営基盤強化資金の融資に係る利子補給金の交付を受けたいので、西予市農業経営基盤強化資金利子補給金交付規程第3条に基づき、下記の融資案件に係る利子補給承認の申請をします。

記

貸付決定番号	申請者氏名	利子補給承認額 (融資額)	備考
計			





様式第6号（第4条関係）

年度農業経営基盤強化資金利子補給総括承認書

第 号

年 月 日

様

西予市長

西予市農業経営基盤強化資金利子補給金交付規程第4条に基づき、  
下記の者の農業経営基盤強化資金の融資に係る利子補給の承認をします  
ので、別添承認書をそれぞれ申請者に送付願います。

記

貸付決定番号	申請者氏名	利子補給承認額 (融資額)	備考
計			

様式第7号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

西予市長 様

融資機関代表者職氏名

年度農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書

年度農業経営基盤強化資金利子補給金に係る利子補給金を受けたいので、西予市農業経営基盤強化資金利子補給金交付規程第5条の規定により、下記のとおり補給金の交付を申請します。

記

交付申請額 金 円也

様式第8号（第5条関係）

利 子 補 給 明 細 書

融資機関名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

(市町村名：西予市) No. 1

(単位：円、%)

貸付年度	貸付決定番号	借入者名	借入金額	償 還 内 容		積数 (C) (A) × (B)	融資平均残高 (D) (C) / 365	(E) (D) × a	市町村利子 補給率 b	市町村利子補給額 (F) (D) × b	(G) (F) × 1 / 2	県補助額 (E) 又は (G) の いずれか低い額	備 考
				融資残高 (A)	貸付利率 利息計算期間 (B)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
					( 日間)								
小 計													

- (注) 1 繰上償還及び延滞があった場合には、備考欄にその償還及び延滞発生年月日及び金額を記入する。  
 2 (E)欄のaは、次の数値を用いること。

農業者への貸付利率	aの値
2.0%以内	0.25%
2.5%以内	0.165%
3.0%以内	0.086%

- 3 市町村利子補給率欄のbは、実際に行った利子補給率を記入すること。

様式第9号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

西 予 市 長

年度農業経営基盤強化資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった農業経営基盤強化資金の融資に係る利子補給金の交付については、西予市農業経営基盤強化資金利子補給金交付規程第6条に基づき、下記の金額を交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 利子補給金の取り扱いについては、西予市農業経営基盤強化資金利子補給金交付規程を守ること。
- 3 この利子補給金に係る収支を明らかにした帳簿及び根拠書類を利子補給金交付終了後の翌年度から起算して5年間保管すること。

様式第10号（第7条関係）

農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書

第 号  
年 月 日

西予市長 様

融資機関代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた農業経営基盤強化資金利子補給金を、西予市農業経営基盤強化資金利子補給金交付規程第7条に基づき、下記のとおり請求します。

記

利子補給金 円

利子補給金受入口座

振込先金融機関名

預金口座種目

口座番号

口座名義人